#### 野々市市指名競争入札参加者等選定要綱

制 定 平成 17 年野々市町告示第 108 号 (平成 17 年 12 月 28 日)

一部改正 平成 18 年野々市町告示第 92 号 (平成 18 年 12 月 6 日)

一部改正 平成 21 年野々市町告示第 75 号

(平成21年5月18日)

一部改正 平成 29 年野々市市告示第 155 号

(平成29年11月30日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う指名競争入札に参加させる者の指名及び随意契約に係る見積書を提出させる者の選定に関し必要な事項を定める。

(指名競争入札参加資格者)

- 第2条 指名競争入札に参加しようとする者は、市長に対し指名競争入札の参加資格 の審査を申請するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、別に定める審査項目について審査を行い、 参加資格があると認めたときは、当該申請者を指名競争入札参加資格者として決定 し、指名競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(資格の取消し及び指名停止)

- 第3条 市長は、指名競争入札参加資格者としての資格を取り消したときは、その旨 を当該者に通知するものとする。
- 2 指名競争入札参加資格者の指名停止に関し必要な事項は、別に定める。 (建設工事に係る指名競争入札参加者の指名)
- 第4条 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の規定による 建設工事をいう。以下同じ。)に係る指名競争入札に参加することができる者は、 指名競争入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)とす る。
- 2 建設工事に係る指名競争入札参加者を指名するときは、次に掲げる場合を除き、 別表第1に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当す る指名競争入札参加資格者名簿による等級に属する有資格業者の中から選定する ものとする。
- (1) 当該工事の発注予定金額に相当する等級に属する有資格業者が少数である場合 及び地域性又は安定的施工のため必要と認める場合は、直近上位又は下位の等級 に属する有資格業者を指名することができる。ただし、その数は、原則として選 定される全業者の半数を超えることができないものとする。
- (2)特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は、等級に関係なく指名できるものとする。

- 3 前項の選定に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するとともに、当該事項の 運用基準は、別表第2に定めるとおりとする。
- (1) 不誠実な行為の有無
- (2)経営状況
- (3) 工事の成績
- (4) 当該工事に関する地理的条件
- (5) 当該工事の施工に当たっての技術的適性
- (6) 手持工事の状況等
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 特定建設業の許可の取得の有無
- (9) 市税の滞納の有無

(測量業務等に係る指名競争入札参加者の指名)

- 第5条 測量、設計、建設コンサルタント業務等(以下「測量業務等」という。)に 係る指名競争入札に参加することができる者は、有資格業者とする。
- 2 前条第3項(第8号を除く。)の規定は、測量業務等に係る指名競争入札参加者 の指名について準用する。

(建物管理業務等に係る指名競争入札参加者の指名)

- 第6条 清掃、警備、設備保守管理業務等(以下「建物管理業務等」という。)に係る指名競争入札に参加することができる者は、有資格業者とする。
- 2 建物管理業務等に係る指名競争入札参加者を指名するときは、次に掲げる事項について特に留意して選定するものとする。
- (1)経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下等の事実がなく、かつ、契約の 不履行のおそれがないと認められる者であること。
- (2) 発注する業務内容に照らし、法令等の資格要件、経営規模、従業員の数、所在地等を考慮し、受注できる者であること。
- (3) 特別の条件等の理由があるため、特殊な技術又は機械器具を有する者に行わせなければならないと認められる場合にあっては、当該技術又は機械器具を有する者であること。
- (4) その事業活動において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、 廃棄物の適正処理、再生資源の活用等必要な措置を講じていると認められる者で あること。
- (5) 市税の滞納がない者であること。

(物品購入等に係る競争入札参加者の指名)

- 第7条 物品購入、印刷、コンピュータ関連業務、リース・レンタル業務等(以下「物品購入等」という。)に係る指名競争入札に参加することができる者は、有資格業者とする。
- 2 物品購入等に係る指名競争入札参加者を指名するときは、次に掲げる事項について特に留意して選定するものとする。
- (1)経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下等の事実がなく、かつ、契約の

不履行のおそれがないと認められる者であること。

- (2) 物品の購入についての契約に関し銘柄等を指定する必要があると認める場合にあっては、当該銘柄等に係る物品を提供することが十分可能な者であること。
- (3) 製造の請負等の契約について、特別の条件等の理由があるため、特殊な技術、機械器具、生産設備等を有する者に行わせなければならないと認められる場合にあっては、当該技術、機械器具、生産設備等を有する者であること。
- (4)輸入に係る物品の購入契約について、当該物品に関する外国の製造者又は販売者から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。
- (5) その事業活動において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、 廃棄物の適正処理、再生資源の活用等必要な措置を講じていると認められる者で あること。
- (6) 市税の滞納がない者であること。

(指名の特例)

- 第8条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、建設工事又は測量業務等について次の各号のいずれかに該当する事情がある場合は、有資格業者以外の者で、関係法令の規定により許可又は登録を受けて建設業又は測量業等を営む者の中から指名することができる。
  - (1) 特に緊急を要するとき。
  - (2) 工事又は業務の施工に特別の技術を要するとき。
  - (3) 工事又は業務の施工について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数であるとき。
- 2 第4条から前条までの規定にかかわらず、当該入札において有資格業者がいない とき、又は少数であるために適正な入札の執行が行われないおそれがあると認めら れるときは、有資格業者以外の者を指名することができる。
- 3 第4条から前条までの規定にかかわらず、特別な指名競争入札に参加させる者の 指名について必要な事項は、別に定める。

(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第9条 第2条から前条までの規定は、建設工事、測量業務等、建物管理業務等及び 物品購入等に関する随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。 ただし、物品購入等にあっては、予定価格が80万円以下のものを除く。

(指名競争入札参加者選定委員会)

- 第 10 条 指名競争入札に参加させる者の指名及び随意契約に係る見積書を提出させる者の選定について審議し、並びに入札制度及び契約方式等について調査し、検討するため野々市市競争入札参加者選定委員会を設置する。
- 2 前項の委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規

定並びに第9条中建物管理業務等及び物品購入等に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。

(野々市町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱の廃止)

2 野々市町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱(平成7年7月17日制定)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

## 別表第1 (第4条関係)

## 指名基準表

#### (1) 土木一式工事

等級	総合点数	発注予定金額
A	860 点以上	3,000 万円以上
В	760 点以上 860 点未満	1,500 万円以上3,000 万円未満
С	670 点以上 760 点未満	500 万円以上 1,500 万円未満
D	670 点未満	500 万円未満

## (2) 建築一式工事

等級	総合点数	発注予定金額
A	800 点以上	5,000 万円以上
В	720 点以上 800 点未満	2,000 万円以上 5,000 万円未満
С	720 点未満	2,000 万円未満

## (3) 電気工事

等級	総合点数	発注予定金額
A	800 点以上	2,500 万円以上
В	740 点以上 800 点未満	1,000 万円以上 2,500 万円未満
С	740 点未満	1,000 万円未満

## (4) 管工事

等級	総合点数	発注予定金額
A	800 点以上	2,000 万円以上
В	650 点以上 800 点未満	500 万円以上 2,000 万円未満
С	650 点未満	500 万円未満

# (5) 造園工事

等級	総合点数	発注予定金額
A	720 点以上	2,000 万円以上
В	600 点以上 720 点未満	500 万円以上 2,000 万円未満
С	600 点未満	500 万円未満

## (6) その他専門工事

等級	総合点数	発注予定金額
A	750 点以上	1,500 万円以上
В	660 点以上 750 点未満	500 万円以上 1,500 万円未満
С	660 点未満	500 万円未満

## 備考 「総合点数」とは、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1)市内に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査による数値(以下「経審点数」という。)に、別に定める主観的事項の審査による数値を合計して算定する。
- (2) 市外に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、経審点数をもって算定する。

# 指名にあたっての運用基準

事 項	運用基準
1 不誠実な行為の有無	次に掲げる事項に該当する場合は、指名しないものとする。 ①市指名競争入札参加資格者の指名に関する要綱に基づく指名停止期間中であること。 ②市の発注に係る請負契約に関し、次の事項いずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 ③警察当局から市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。
2経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があ り、経営状況が著しく不健全である場合は、指名しないものとする。
3工事の成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。
4当該工事に関 する地理的条 件	当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できるかどうか総合的に勘案するものとする。
5 当該工事の施 工に当たって の技術的適性	次に掲げる事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。 ①当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 ②当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。 ③地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 ④発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 ⑤当該工事を施工するに足りる機械装備が確保できると認められること。
6 手持ちの工事 の状況等	(1) 手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況等から判断して、当該工事を施行する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。 (2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないよう配慮するものとする。
7安全管理及び 労働福祉の状 況	<ul><li>(1)安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。</li><li>(2)賃金不払に関する労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。</li></ul>
8 特定建設業の 許可の取得の 有無	請負者が建設業法第 16 条に規定する下請負契約を締結することが予想される建設工事にあっては、特定建設業の許可を有しない者は、指名しないものとする。
9 市税の滞納の有無	市税を滞納しているときは、指名しないものとする。